

百四億八千万円まで、地域的にも大阪、大分、群馬、岐阜、東京、新潟と全国に散らばってどの業者がやっても二億三千万円台ですべて出るわけです。そのくらい今建設、土木業界というのはそういう積算の技術というのが大体似たり寄ったりと言いますか、大体共通したものとして出てくるんだと思います。そういう結果になっているわけです。

そうすると、防衛補助事業でやった場合、あちこちにこういう入札不調の例がなくてはならないと思うんですが、地方の場合はまた若干別だろうとは思いますが、確かに何件かあるというふうには言っているんですが、少なくともこれだけのことがあったわけですから、いろいろお調べになっていると思いますので、具体的に他市と言いますか、防衛に係わるこういう関係で不調に終わって随分になっているという今年度に入ってから例、一体何件くらいあるのか、その辺を一つ具体的に聞かせただけだとは思っています。

それから全協だったと思うんですが、設計内容の変更ということで防衛と協議をしているんだということが九月に話があったと思うんですが、しかし、いろいろ聞いてみますと実際に価格のへだたりができる大きな問題点は、管理費というか経費率の見方にあるように思われるわけですね。御承知だと思わんですが、下水道会計の当初予算を審議した建設委員会ですか、その中でも既にそういう質問があって、それに対していわゆる災害復旧というような見方であると、経費というのが非常に低くなるんだという形を言っていたわけですね。これは議事録に残っているから、それから答弁されていますから御承知だと思わんですが、そうしますとこの価格のへだたりが出た相当大きな部分は管理費と言いか経費の見方にあるんだと。しかし防衛との話では設計の変更をやるんだと。いわゆる管理費をどういうふうに見るかというのは設計の変更という形とは——わたしは素人なんでわかりませんが——そういうものに相当するわけですか。だから逆に言えば、その管理費、いわゆる経費、そうしたものの不足を補うために形だけ設計変更をしてそこで埋め合わせをするというふうに取り合えるように感じて仕方がないんですが、そういうことはいいわけでしょうか。あと先ほど来から設計変更、設計変更というふうになっているわけですが、この設計変更というのはどういうことを変更したのか、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。ずっと設計変更という形で全協の中でも出されているわけですが、何が設計変更かさっぱりわからないわけですね。何が設計変更でどうなのかということがあるわけです。その辺ひとつ。

それから結論的には二百八十六メートルやるところを二百五十九メートルにしたわけですね。これは八割補助と言

いますか、そういうふうになっている防衛との話し合いでいろいろ積み重ねてこられたんでしょうが、総体的に八割補助で、あとの二割というのは一般会計からの道路分の負担分とか、いわゆる下水道会計の一般財源で負担するということになるわけですから、いずれにしても市民のお金を使うわけですね。しかし、話し合いはほとんど防衛だけであって、いわゆる議会側に対してはそういう話は全くない。これが配られて率直な話、初めて二百五十九メートルという数字を聞いたわけです。約一割短くなった。

そうすると、本来なら例えばこの財源内訳になっております道路分として千九百五十万円を一般財源から下水道会計に入れておりますけれども、この千九百五十万円が二百八十六メートル分としてきちっと積算された形で千九百五十万だとすれば、当然メートル数が減った分は戻さなければならぬと思うんですが、正しく千九百五十万円が積算されているとすれば、一割分がいわゆる入札差金という形で残すのではなくて当然一般財源として戻さなければならぬわけだけれども、だから本来なら一割分もメートル数を減するわけですから、私が考える分には入札直前にいたしましたも当然財源の調整の補正予算というのが一本あってしかるべきだと思うんですが、単なる設計変更じゃなくて総延長そのものが、基本的な部分が短くなるわけですから。そういう財源変更の補正予算があつてしかるべきだと思うんですが、そうしたことをなぜ出さなかったのか。

なぜ私がこういうことを申すかというと、昨年の九月議会ではこの反対のことをやっているわけです。いわゆる設計変更をしたために防衛補助が安く上がる、だから総延長を二百八十三メートルから三百六十メートルまで伸ばすというのをしたわけです。そのために何をやったかというところ、一般財源からの道路負担分の持ち出しその他財源調整をやったがむしろに私どもの反対を押し切って即決でお願いしたいという措置をしたわけです。伸ばす場合、じゃ減らすんだから内々の財源でやるからいいんだ、間に合うからいいんだというのは、去年やったことのちょうど裏返しで、そんなことは問題ですよ。去年はがむしゃらにやったわけですよ。ことしはなぜやらないのか。そういうこと。私はむしろきちと調整はやるべきだろうと思っているんですが、そういう点。

それから工事期間についてはいろいろあります。去年は雨期と言いますか、そんなこともあって二ヵ月間、五月三十一にいたしました。この工事期間を短くすると言いますか、若干でも一ヵ月、二ヵ月延ばすことによってそういう金額そのもの、工事費そのものには影響を及ぼすものなのかどうか。三月三十一日だからこの金額になるんだ、例えば一ヵ

月間余裕を見れば、多少なりとも金額は変わるのか、そういうものなのかどうか。そんなことは全くないということであれば、付近住民にも迷惑がかかるわけですから、短い方がいいという説もあるわけですが、そういう点。

そんなことを聞かせただけだと思います。

○助役（浅見裕康君） 一点目と二点目について私の方から御答弁申し上げます。

まず不調になって設計変更してまた同じ業者に指名をして入札すると、そういう方法は余り芳しくないんじゃないかということですが、これは設計変更した場合にはそういう形で同じ業者にまた指名をして入札にかけるということは特に問題になっておりません。通常こういう方法を取ることが一般的でございます。

それから二番目の不調になったのはどういうことになったのかももう少し具体的に事例を説明してもらいたいという御質問ですが、実は私の方は細かく確認しておりません。ただ瑞穂にそういうケースがあったということと秋川にあったということ、これは市でなくて、宗教法人の幼稚園か保育園というふうに聞いております。これもいずれも今回提案しているのと同じように随契で工事は支障なく発注されて施工されていると、こういうような状況でございます。

○建設部長（森田 進君） 何点かにわたって御質問いただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず一つは、設計変更の本身ということでございますが、今回の場合、当初設計においては先ほど来申し上げましたように、六十二年度の施工方法を基にして六十三年度の当初設計を行ったという経過があるわけですが、当初設計を具体的に現地で施工するにあたりましてなかなかほかの基準等がございまして、昨年度現地で行った工法と申しますかそういう形がとれないで、そのまま設計を行ったというものがございまして、それを実態に合わせて見直しをして設計変更をしたと。それが設計変更の絶対的なものでございます。本身について申し上げますと、まず一点は土工事について若干の変更をしております。これは当初の設計ですと、下の川に側道がございまして、その側道から重機を使いまして箇所掘削をするという工法を当初設計では取っておりましたが、実際には中に重機を入れて工事をする方が効率的で、またその方が安全が確保できるということで変更を行ったということが一つございます。

それから矢板を打ち込むわけでございますが、この矢板の打ち込み方が全線にわたって打ち込む方法とそれから打って返しと言いますかそういう形の方法があるわけでございますが、全線にわたる形が通常取られている方法でございますので、そういう方法に見直しをさせていただいたということがもう一つございます。

それから沿線の家屋等に影響が出てくるのが考えられるわけですし、それらに対する調査を当初設計では下の田園地区だけを対象にしたわけですが、がけの上も今回対象にして含めさせていただいたという問題が一つございます。それからもう一つは安全費と申しまして交通整理員の配置でございまして、これについて現地に三人を常時確保している、そういう形が当初の設計であつたわけでございますが、これをあと二名ふやしまして、例えば田一八号線の交差点への交通整理に配置した、そういうかたちでの変更、そういうことで約千五百万円ほどの設計費の増と、こういうふうな形での設計変更になりました。

それから道路負担分の千九百五十万円に関連いたしましたして、その補正をしていく必要があるんじゃないかという御指摘ですが、これについては若干私どもの手違いがございまして、現在計上しております一般会計からの負担分千九百五十万円については若干今後こうした設計変更を行った後でも増額補正をお願いするというような形が出てくるわけでございます。本身について申し上げますと、この工事につきましては、まず下水道工事で設計をいたしまして、この下水道工事と申しますのは、いわゆる三面張の設計でございまして、それで設計したものを補助対象としていくという形があるわけでございます。それを実際に現地での施工としますと、ボックスカルバートに直すと、それは道路分で負担するという形になります。道路分設計したものから補助対象になるいわゆる補助事業分を除きましたもの、これが道路負担分の形で出てくるわけでございますが、これが当初見込み違いがございまして、清水坂の手前までが実際には二百八十六メートルの距離であつたわけでございますが、これが補助対象として清水坂の終わったところまで三百一メートル、橋を加えた面積を補助事業として見まして、道路事業としては二百八十六メートル見たと、そんなことで道路事業から補助事業分を除いたもの、補助事業を当然多く計算されておりますので、その分だけ道路部分が不足していたという経過がございます。

これを九月の時点で補正で直すこともできたわけでございますけれども、たまたまこれに関係いたしました起債を受けるわけでございますけれども、起債の充当率、こういったものが九月の時点で若干変わることがございまして、これが実際には十月になってはつきりしたわけでございます。そういった財源内訳の変更が若干出てきたこともございまして、これらを含めまして十二月の時点で補正をさせてもらおうかということで九月の補正の中では見送ったという経過がございます。そういうことで道路負担は現在千九百五十万円計上されておりますが、今回の設計変更に基づきま

してこの不足額が四百八十二万円現在分かっている範囲で出てくるわけでございまして、この不足額については十二月の時点で操作をいたしまして、下水道の補正予算あるいは一般会計の補正予算の中で処理させていただきたい、そんな予定を立てているわけです。

それからもう一点、これに関連いたしました、昨年は全く逆の形を取ったという御指摘がございましたが、昨年の場合、たまたま繰越明許という問題がございまして、繰越明許を含めた予算が発注前に成立しないと困るという問題があり、お願いをいたしまして、充当をさせていただいたという経緯がございました。

それから工期でございますが、三月三十一日で、これはもし繰越明許をすれば二百八十六メートルの事業量いっぱいにできたんじゃないかという御指摘かと思いますが、そういうことではございません。国の予算というものは既に決められておりまして、その予算の範囲内で事業を行うということで事業量を若干少なくせざるを得なかったというのが原因でございまして、特に工期が短くなったから、それで工事量を減らしたという形ではないのでございまして、その辺の御理解をいただきたいと思います。

○十一番（松山 清君） 一番最後の工期についてはそうじゃなくて、いわゆる工期を一ヵ月延ばせば工事費そのものは安くなり得るのかどうなのかということなんです。工事費そのものの金額は変わり得るのかどうかということなんです。そういうことなんです。予算の金額じゃなくて、工期は一ヵ月延ばしても金額は変わらないということであればそれだけの話ですけれども。

設計変更すれば入札についてはもう一度全部の会社をやるということでもいいわけですか。いわゆる一回入札をして落札しなくて、その時点時点ですべて随契を結ぶための話し合いはしていると思うんですよね。それでいやだよ。だめだよ。だめだったという会社でもそういう形で次の設計変更をすれば入札に参加させるということ、私は余り芳しくないと思いますが、その辺はできるといって考えてよろしいかどうか。

それから、やはり全体的な傾向で不調とかがあるのかと言うと必ずしもそうとはいえないと思うんです。今、瑞穂と秋川の例が出されましたけれども、その他地方なんかでも当然こういう例が出てくる可能性があつてしかるべきじゃないかなと思つていますが、その辺では防衛の方に恐らく問い合わせ等もしておられると思うんですが、その点では全国的に見た場合にはどうなんですか、お聞かせいただければと思います。

それから財源的な変更については十二月時点で補正をされるということなのでそれはそれといたしまして、当然やられると思います。千九百五十万円についてはそうするとのくらい——ここで問題にするわけではないんですが——見込み違いとかこれには往々にしてないわけではないんです。この時点でどのくらいあったんですか。千九百五十万、さらに四百八十二万ほど必要だと。それは二百五十九ですかね。それは短くなった分でそれだけ必要だということなんです。それから、もともと幾ら必要だったものなんでしょう。その点ひとつ。

それから設計変更その他はあるわけなんですけれども、設計変更で千五百万円ほどですか、具体的に金額を上乗せにされたわけですが、恐らくこんな金額だけじゃとても追いつかなかったらと思うんです。それでいわゆる単価、災害復旧と業者の積算しているものでは実際には経費の見方がどれくらい違うものなんですか。恐らく本体工事をする上での積算というのは多少難しい面があつてもどこも変わらないと思うんです。そしてこういうプラスになってくるものが出てくれば、財源的に幾らか必要になってくると思いますが、そうしますといわゆる通常の見方ですと、災害復旧だということに当初予算の審議の中で言っていますから、その辺の経費の割合ではどのくらい違ってくるのか。その辺のところを参考にお聞きしたいと思います。

それから先ほど質問しなかったんですが、このふた掛け工事そのものは必要な面はあると思いますが、同時に道路をつくる。今もちろん道路はありますけれども若干広がる。それと五日市線と五日市街道の下を抜くというのが総体的な計画としてあるわけですよ。当然交通量の変化ということがあるので、今のうちに事前の調査と、抜いた場合にどうなるのかという予測の調査をぜひやってもらいたいというのは前から言っているわけですが、その時点でもそういうことをやる考えがあるのかということですね。その点。

それから、当然緑の保全については十分注意してやらなければならないということでは申し述べておきたいと思ひます。

○助役（浅見裕康君） まず一点の話し合いはその都度行われたと思うんですが、このことでは申し述べておきたいと思ひます。二回までのことです。

あと、いわゆる不調の状況ですね。これは全国レベルではどうなのかということですが、私どもが防衛庁に協議した

時点では若干交付決定される時点がうちより遅いという状況もありまして一件もございませんでした。その後交渉している間において先ほど申し上げた二件のことを仄聞したということでございます。

○建設部長（森田 進君）　まず先ほどの工期と事業量の関係でございしますが、これについては特に工期が延びたことによって事業費が少なくなったとかそういう形はございません。むしろ一月延びることによって諸経費等がかかってくるということが高くなることはあると思いますが、少なくなることはないんじゃないかと思ひます。

それから道路負担分に関連いたしまして二百八十六メートル、当初設計で事業量を支払った場合どの程度の負担になるかということですが、二千六百七十八万八千円という数字でございまして、現予算との比較においては七百二十八万八千円の追加負担になるということです。

それから現在計画されております道路の交通量に関連しての御質問ですが、再三通過道路としての不安から御質問をいただいたわけですが、あくまでも生活道路というふうな形でこの道路については整備することをお提に考えております。そういうことで、この交通量の調査についてはなかなか現実にはあないわけでございます。これらについては市の計画を基に警察等と協議しながらできるだけ市が考えております道路としての体制というものを整えていきたいと考えております。

○十一番（松山 清君）　やはり全国的なレベルで不調のものということになると、その時点ではなかったということですね。これからあり得るかもしれませんけれども、しかしそうなりますと、かなり業者が強気に出てきているというのか、ある意味ではいわゆる単価の引き上げ、そういうものに相当するような形の圧力ともとれるような今回の入札結果だと思ひます。こういうことは決して好ましいことではないと思ひます。二十社も揃って暗に単価を上げろということはこの入札結果は言っていると思ひます。こういうことは正当な形で積算したものとして一定の利益といひますか。そういうものがある程度保障されなければならないと思ひますが、従来から東京都の単価表を使い、災害復旧の経費ですか、そういう形で見ている。そんなことは今まで全国で数え切れないほどの工事をやってきているわけで、それだここにきていきなりこういうことになってくると業者に対する疑問というものもわいてくるわけです。

同時に一番の問題は、やはりこの工事を進めていく一つの大きな眼目としては五日市線や五日市街道を抜くというこ

とにあるわけです。その工事費がかなりウエートを占めていると思ひます。そうすると部長は毎回同じような答えなんです。生活道路としての整備だと。警察ともいろいろよく話し合ふんだと。だったらちゃんと調査して、現在の交通量、回り込んでくる車が相当あるわけですよ。特に朝なんかね。もしこれが貫通すればそのままであれば激しくなることは間違いないだろうと思ひます。バイパスというような可能性が一面あるわけなので、現時点での十分な予測調査というの私はやるべきだと思ひます。これは再三言っていることです。ですからぜひやっていただきたいと思ひますが、そういうことも合わせて、やはり今の時点からやっていかないとと思ひます。どんどん工事だけが進むということではいかんと思ひますので、そういう点を私は一つ指摘しておきたいと思ひます。そういう点ではこの入札については私ども結論的には賛成できかねるということです。

それからあと、やはりもう一つ申し上げておきたいのは、二百八十六メートルから二百五十九メートルと、これは本来に重大な変更だと思ひているんですね。こういうことが単なる補助金を出す防衛とだけの協議でこういうふうに進められるとすれば、大変問題だと思ひてゐるんです。というのは、事実上の予算の増額にも等しいことをやったわけですよ。予算を増額することはできないから、総延長を短くする。事実上単価の一分アップをやったわけですよ。こういうことがまかりとおるようなことであれば、議会の本来当初予算で議決したこと自体が余り意味をなさなくなってしまうと思ひます。当初予算で議決した。しかし単価が折り合わないということで重大な二百八十六メートルから二百五十九メートルに減らすというものを入札結果が出るまで議会議員には全く知らせないということであれば、事実上の予算の増額をするようなことと同じ結果になっているわけです。総金額は増額されていない。しかし単位当たりになれば一分の増額がされているわけです。こんな重大なことが仮契約をした後にしか議員に知らされないということは問題だと思ひます。やはり九月の時点で既に防衛とのいろいろな話をした時点で結論的には出てなかったと思ひますけれども、結論は出ていなかったにしても、九月の時点で短くなるという可能性とかははっきりしていたわけなので当然知らせるべきだったと思ひます。私はてっきりこれは設計変更の内容だけだと思ひていましたね。これはもうとんでもないことで、こんなことが今後まかりとおるようなことがあったら、絶対にいかんと思ひています。単なる補助事業だけの問題で、八割補助金がつくからそちらが主として交渉すればいいという問題ではなくて二割分は当然一般財源、起債その他充当されなきゃならないし、そもそもこの問題を議決したのは議会ですから、そこに対して一番先

(写)

福生市告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年第二回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和六十三年十月十一日

福生市長 石 川 彌八郎 印

- | | | | |
|---|------|----------------|-------------|
| 一 | 期 | 日 | 昭和六十三年十月十八日 |
| 二 | 場 | 所 | 福生市議会議場 |
| 三 | 付議事件 | 下の川改修その二工事請負契約 | |

⑦

福総庶発第二千百十三号

昭和六十三年十月十二日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

付議事件告示について

昭和六十三年十月十二日付け、福議発第百六十八号をもつて依頼のあつたこのことについて、別紙写しのとおり告示したので通知します。

福生市長 石 川 彌八郎 印

写

福生市告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二条第四項の規定に基づき、昭和六十三年第二回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和六十三年十月十二日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 追加する付議事件

(1) 環境破壊につながる高層マンション建設反対の陳情書

写

福総庶発第二千八十一号

昭和六十三年十月十一日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市長 石 川 彌八郎 印

議案の送付について

昭和六十三年第二回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第六十八号 下の川改修その二工事請負契約

⑦

福総庶発第二千十八号

昭和六十三年十月一日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

市議会議事説明員の委任について

昭和六十三年九月二十四日をもつて助役古谷徳男が退任し、その後任として総務部長浅見裕康が助役に就任したこと及び同年十月一日付けの人事異動に伴い、同年一月四日付け、福総庶発第二千七百二十八号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

職 名 氏 名

助 役 浅 見 裕 康